

(使用の許可及び使用料等)

**第10条** 公民館を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第17までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。

3 前項の規定（別表第4、別表第7、別表第12及び別表第14に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

**別表第1**（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立中央公民館	第1会議室	1時間当たり	300円
	第2会議室	1時間当たり	300円
	第3会議室	1時間当たり	300円
	第4会議室	1時間当たり	100円
	第5会議室	1時間当たり	200円
	第6会議室	1時間当たり	100円
	第7会議室	1時間当たり	500円
	多目的ホール	1時間当たり	1,000円

備考

1 市内に住所を有する者及び市の区域内に存する法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが使用する場合の使用料は、使用区分に応じて本表に規定する使用料（以下「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

**別表第2**（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立富来田 公民館	保育室	100円
	茶室	100円
	和室	100円
	会議室	100円
	第1研修室	200円
	第2研修室	200円
	調理実習室	200円
	体育室	300円
	工芸実習室	300円
	多目的ホール	500円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立岩根公 民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第4（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立鎌足公民館	図書室	1時間当たり	100円
	学習室	1時間当たり	100円
	工作室	1時間当たり	100円
	調理実習室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	200円
	研修室	1時間当たり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第7、別表第12及び別表第14において同じ。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）

木更津市立金田公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立中郷公民館	調理実習室	100円
	児童図書室	100円
	第1研修室	100円
	第2研修室	100円
	第3研修室	100円
	和室	100円
	視聴覚室	100円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相

当する額とする。

- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第7（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立富岡公 民館	第1・第2集会室	1時間当たり	200円
	会議室	1時間当たり	100円
	研修室	1時間当たり	100円
	和室	1時間当たり	100円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円 本焼き2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第8（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立文京公 民館	保育室	100円
	学習室	100円
	休養室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第9（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立八幡台 公民館	第1・第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	調理実習室	100円
	和室	100円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第10（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立東清公 民館	第1研修室	300円
	第2研修室	100円
	和室	100円
	調理実習室	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第11（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間あたり）	
木更津市立清見台 公民館	和室	100円	
	第1研修室	300円	
	第2研修室	100円	
	調理実習室	200円	
	集会室	400円	

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第12（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立畑沢公 民館	保育室	1時間あたり	100円
	第1学習室	1時間あたり	100円
	第2学習室	1時間あたり	100円
	第3学習室	1時間あたり	100円
	調理実習室	1時間あたり	100円
	休養室	1時間あたり	100円
	集会室	1時間あたり	300円
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き1,030円

			本焼き2,060円
--	--	--	-----------

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第13（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		使用料（1時間当たり）	
木更津市立岩根西 公民館	第1学習室	100円	
	第2学習室	100円	
	第3学習室	100円	
	保育室	100円	
	休養室	100円	
	調理実習室	200円	
	集会室	400円	

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第14（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）	
		単位	使用料
木更津市立西清川	第1学習室	1時間当たり	100円



公民館	第2学習室	1時間当たり	100円	
	第3学習室・調理 実習室	1時間当たり	200円	
	第4学習室	1時間当たり	100円	
	保育室	1時間当たり	100円	
	休養室	1時間当たり	200円	
	集会室	1時間当たり	300円	
	陶芸用電気窯	1回の使用につき	素焼き	1,030円
			本焼き	2,060円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第15（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立波岡公 民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。

4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第16（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで）
		使用料（1時間当たり）
木更津市立桜井公民館	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	保育室	100円
	休養室	200円
	調理実習室	200円
	集会室	400円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第17（第10条第2項）

種別	使用時間（午前8時30分から午後9時30分まで）
	使用料（1時間当たり）
木更津市立金田公民館畔戸分館	200円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。